

南風原町デジタル防災行政無線施設整備事業 プロポーザル実施要領

南風原町デジタル防災行政無線施設整備事業（以下：本事業という）に関して、下記事項に基づきプロポーザルを実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

1. 事業の概要

(1) 事業名

南風原町デジタル防災行政無線施設整備事業

(2) 事業の目的

本事業は、役場から住民へ迅速に情報を伝達できるデジタル防災行政無線（同報系）の整備を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

南風原町のデジタル防災行政無線（同報系）の整備事業

(4) 事業の履行期間

契約締結の日から平成25年3月25日（予定）とする。

(5) 整備事業価格要件

本事業費は、153,195千円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない一提案であること。なお本額については、契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すための内容である事に留意ください。※実施設計費用含む

2. 企画提案参加資格要件

(1) 平成23、24年度の南風原町の入札参加資格名簿に登録されている者で次の事項に該当する者。

- ①電気通信工事に係る特定建設業の許可を得ていること。
- ②監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- ③国及び地方公共団体からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④沖縄県内に本店、支店、営業所のいずれかを有していること。
- ⑤会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑦南風原町建設工事等から暴力団を排除する措置要綱各号に規定する要件に該当しない者であること。
- ⑧過去5年間に於いて同種事業における同等規模の元請完工実績を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 参加形態は事業者単体とし、JVでの参加は認めない。

3. 手続き

(1) 意志表明書の提出

- ①本事業に参加しようとする者は、上記2の企画提案参加資格要件を確認の上、「意

志表明書」を提出し、本事業企画提案を行うものとする。

- ②意志表明書は、持参により平成24年12月5日（水）12時までに提出すること。※ただし、土日を除く開庁日のみとする。

【提出先】南風原町役場 総務課

住所：〒901-1195 南風原町字兼城 686 番地

南風原町役場 総務課 鈴木

電話：098-889-4415

(2) 質問の受付及び回答等

- ①質問は「別紙5 質問書」を用い質問書をPDFに変換後 e-mail に添付して送付すること。
- ②質問受付期間は、平成24年12月5日（水）12時までとする。質問の内容及び回答に関しては、参加者すべてに e-mail にて送付する。

【提出先】南風原町役場 総務課 鈴木

e-mail : masaya-s@town.haebaru.okinawa.jp

- ③質問に対する回答は平成24年12月6日（木）17時までに参加者すべてに e-mail にて送付する。
- ④現地視察（町内一円）を行う場合は、事前に南風原町役場総務課に連絡し、許可を得ること。

(3) 企画提案書の提出

- ①参加者は、「別添1 企画提案仕様書」に基づき企画提案書を作成し、提出すること。提出部数は7部とする。
- ②提出方法は、持参により平成24年12月25日（火）12時までに提出すること。※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

(4) 工事見積書及び保守点検見積書の提出（A4版任意様式）

- ①見積書は、企画提案書とは別綴りで提出すること。提出部数は正、副各1部とする。
- ②提出方法と期限は、企画提案書と同様とする。

(5) 書類審査（第1次審査）及びプレゼンテーション審査（第2次審査）について

- ①書類審査結果通知（第1次審査）平成24年12月28日（金）
- ②プレゼンテーション審査（第2次審査）平成25年1月8日（火）
- 2次審査の実施順番、企画提案書及び添付書類の必要部数については、1次審査で選定された者に対し別途 e-mail で通知する。

4. 審査方法について

- (1) 事業者の選定にあたっては、南風原町デジタル防災行政無線施設整備事業者選定委員会を設置し、審査選定する。
- (2) 書類審査（第1次審査）
- 企画提案書の内容により第1次審査を行い、数者を第2次審査参加者として選定する。第1次審査の結果は参加者すべてに対し、e-mail 及び文書により通知する。

(3) プレゼンテーション審査（第2次審査）

①第1次審査により選出された者に対し、企画提案書の内容について、1者あたり40分（質疑を含む）程度で説明を受け審査する。なお、企画提案書のプレゼンテーションの順番は、本町において決定するものとし、出席者は各社3名以内とする。また、プレゼンテーションに必要とする器材（パソコン）については、提案者が準備すること。※スクリーン及びプロジェクターは町で用意する。

②第2次審査の結果は、第2次審査の各参加者に対し、e-mail及び文書により通知する。

(4) 業者選定審査委員会は、審査項目ごとの評価点数を合計して評価する「プロポーザルによる総合評価方式」によって、最も優れた者を優先交渉権者として特定する。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(5) 1次および2次審査結果についての異議申し立ては、一切認めない。

5. 評価基準

(1) 防災行政無線システムに関する実績、知識

(2) 配置予定の技術者の資格等、経歴

(3) 工事及び保守管理に要する費用

工事の費用見積書及び保守点検費（各年度ごと10年間）により評価する。

(4) 稼働後の保守体制

稼働後の保守体制、停電時および災害時などの緊急時システム維持体制等

(5) 企画提案書の内容

(6) 企画提案書の内容と施行との整合性

6. 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案者が他人の提案の代理をしたとき

(2) 提案などに不正行為があったとき

(3) 期限内に企画提案書を提出できなかったとき

(4) その他、担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

(5) 本手続期間中に参加資格要件に該当しなくなったとき。

7. 契約締結について

(1) 審査の結果、本町が選定した優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様内容、金額等の内容を定め、議会の議決になすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び南風原町契約規則に基づき契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後において大幅な工事内容の追加、変更、削除が発生した場合は契約変更により対応するものとする。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

8. 留意事項

- (1) 当該プロポーザルに要する経費は、すべて参加者負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) 審査事項内容の問い合わせおよび申し立ては一切認めない。

9. 南風原町デジタル防災行政無線施設整備事業公募スケジュール

期 日	内 容
平成24年11月28日(水)	実施要領等の公表
〃 12月 5日(水)	参加表明書提出期限
〃	質問受付期限
〃 12月 6日(木)	質問回答
〃 12月25日(火)	企画提案書提出期限
〃 12月28日(金)	一次審査結果通知
平成25年 1月 8日(火)	二次審査(プレゼンテーション)

10. 担当課

〒901-1195 南風原町字兼城686番地

南風原町役場 総務課

担当：庶務班 鈴木晶也

電話：098-889-4415

e-mail：masaya-s@town.haebaru.okinawa.jp